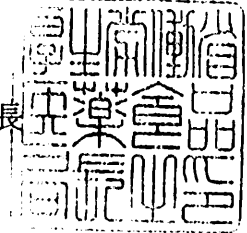


薬食発 0109 第 1 号  
平成 25 年 1 月 9 日

各〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令（薬剤師法令関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬剤師の免許の申請等を行うに当たって必要となる書類については、「薬剤師法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）により示してきたところである。

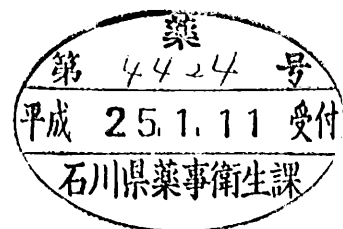
今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和 27 年法律 125 号）が廃止されたこと等を踏まえ、本日、公布及び施行された医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 2 号）により薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）の一部を改正し、日本国籍を有していない者が、免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することと併せ、日本国籍を有する者の薬剤師名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要な書類について、明確化することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容

(1) 免許の申請



薬剤師法施行令（昭和 36 年政令 36 号）第 3 条の規定により、日本国籍を有していない者が、免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者には旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

#### （2）薬剤師名簿の訂正の申請

薬剤師法施行令第 5 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを、薬剤師法施行規則第 3 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者には旅券その他の身分を証する書類の写し及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

#### （3）免許証の書換え交付申請

薬剤師法施行令第 8 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを薬剤師法施行規則第 5 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者には旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

#### （4）免許証の再交付申請

薬剤師法施行令第 9 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）であることを薬剤師法施行規則第 6 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

## 第二 施行日

公布の日（平成 25 年 1 月 9 日）

第三 外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて（平成 17 年 2 月 8 日付け薬食発第 0208001 号医薬食品局長通知）の一部改正別添「外国薬学校卒業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定」中 2（4）を次のように改める。

（4）戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

医師法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表 (抄)

七 薬剤師法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第五号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者 (以下「中長期在留者」という。) 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号) に定める特別永住者 (以下「特別永住者」という。)) にあつては住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。)</p> <p>とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。</p>	<p>(免許の申請手続)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 戸籍の謄本又は抄本</p>

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び令第八条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

3 (略)

4 (略)

二〇四 (略)

3 (略)

(薬剤師名簿の訂正の申請手続)

第三条 (略)

(新設)

2 前項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(免許証の書換え交付申請)

第五条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(中长期在留者及び特別永住者にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。)

3| (略)

4| (略)

(免許証の再交付申請)

第六条 (略)

2| (略)

3| (略)

○薬剤師免許関係各申請書類一覧

申請内容	改正前	改正後		
		日本国籍を有する者	外国籍の者(特別永住者・中長期在留者)	外国籍の者(短期在留者)
免許申請 (規則第1条)	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本 ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・住民票の写し ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面
名簿訂正 (規則第3条)	○申請書(様式第2) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第2) (添付書類) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・申請の事由を証する書類(※2)
書換交付申請 (規則第5条)	○申請書(様式第4)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)
再交付申請 (規則第6条)	○申請書(様式第5)	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)

- (※1)  
【旅券】  
・籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。  
・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)  
・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)  
【その他の身分を証する書類】  
・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。  
・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。  
・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。  
・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)  
・免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- (※2)【申請の事由を証する書類】  
・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の変更前の内容が記載されているもの。  
・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。  
・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。  
・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)  
・変更の履歴が記載されている住民票が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。
- (※3)名簿訂正と同時に申請の場合、添付書類は共有可能

薬食発第0208001号  
平成17年2月8日  
最終改正平成25年1月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて

現在、外国において薬剤師を養成する学校を卒業した者又は薬剤師免許を得た者が我が国の薬剤師国家試験を受験するには、薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定に基づき、厚生労働大臣の認定が必要とされている。

これまで、このような厚生労働大臣の認定については、当該申請者からの申請内容について、当省において個別の申請者ごとに認定を行ってきたところである。

今般、平成18年度から薬学教育6年制が導入されること等を踏まえ、平成17年4月1日以降の外国薬学校の入学生等に関する薬剤師国家試験受験資格の認定基準を別添のとおり定めたので周知する。ついては、貴職におかれては、この趣旨を御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方願いたい。

なお、他の医療関係資格においても、同様の認定基準につき、別途、医政局長より通知することとしていることを申し添える。



(別添)

## 外国薬学校卒業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定

薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 15 条第 2 号に基づく薬剤師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

### 1 審査対象者

外国の薬学校を卒業し、又は外国において薬剤師免許を得た者

### 2 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

- (1) 薬剤師国家試験受験資格認定願
- (2) 薬剤師国家試験受験資格認定申請理由書
- (3) 履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から薬学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）
- (4) 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）
- (5) 写真（申請前 6 ヶ月以内に脱帽正面で撮影した 6 × 4cm のもの。）
- (6) 卒業した外国薬学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国薬学校の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (8) 卒業した外国薬学校の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (9) 卒業した外国薬学校の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (10) 外国で薬剤師免許を所得した者にあつてはその写し
- (11) 外国で薬剤師免許を所得した者にあつては根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国薬学校のパンフレット
- (13) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験 1 級認定書と成績書の写し

#### \*作成上の注意

1. 提出書類の部数は 1 部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (6) ～ (10) については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (6) ～ (8)、(10) 及び (13) の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、原則、郵送や代理による申請は受理しない。

### 3 審査内容及び認定基準

書類審査の基準を満たした者に対して薬剤師師国家試験受験資格認定が行われる。

3.1 の書類審査については、平成 17 年 4 月 1 日以降に外国薬学校に入学した者に対し、平成 24 年 3 月 31 日までの認定審査において適用する。(平成 17 年 3 月 31 日までに外国薬学校に入学した者については、平成 24 年 3 月 31 日までの間はなお従前の通りとする。)

3.2 の書類審査については、平成 24 年 4 月 1 日以降に認定審査を受ける全ての者に対して適用する。

#### 3.1 書類審査

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の薬学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の項目を基に審査を行う。

(1) 外国薬学校の修業年数等

ア) 薬学校の入学資格

高等学校卒業以上 (修業年数 12 年以上)

イ) 薬学校の教育年限

4 年以上 (但し、教育制度によっては、実務実習期間等を考慮する)

(2) 年齢

22 歳に達していること

(3) 教育環境

教育の質、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(4) 当該国の政府の判断

上記の教育環境が、教育施設の所在する国の法令において担保されていること

(5) 薬学校における授業時間等

ア) 卒業に必要な授業時間

3,720 時間以上 (但し、教育制度によっては、薬学校在学時以外の履修時間を考慮する)

イ) 専門科目の授業時間等

2,760 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること (但し、教育制度によっては、薬学校在学時以外の履修時間を考慮する)

(6) 専門科目の成績

良好であること

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

### 3.2 書類審査

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の薬学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の項目を基に審査を行う。

(1) 外国薬学校の修業年数等

ア) 薬学校の入学資格

高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上）

イ) 薬学校の教育年限

6 年以上（但し、教育制度によっては、実務実習期間等を考慮する）

(2) 年齢

24 歳に達していること

(3) 教育環境

教育の質、教員数等が日本の大学とほぼ等しいと認められること

(4) 当該国の政府の判断

上記の教育環境が、教育施設の所在する国の法令において担保されていること

(5) 薬学校における授業時間等

ア) 卒業に必要な授業時間

5,580時間以上（但し、教育制度によっては、薬学校在学時以外の履修時間を考慮する）

イ) 専門科目の授業時間等

4,200時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること（但し、教育制度によっては、薬学校在学時以外の履修時間を考慮する）。また、このうち、約半年以上、国内と同等の実務実習が含まれていること

(6) 専門科目の成績

良好であること

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

新旧対照表

改正後	現行
<p>2 必要書類</p> <p>(4) <u>戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3 に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）</u></p>	<p>2 必要書類</p> <p>(4) <u>外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）</u></p>